

信州型自然保育認定団体助成金交付要綱

（趣旨）

第1 この要綱は、質が高く、県民に信頼される信州型自然保育の実現を目指し、保育者の処遇向上を目的として、公的支援を受けていない信州型自然保育認定団体が行う信州型自然保育に要する経費に対し予算の範囲内で助成金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下、「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2 この要綱において、次に掲げる用語の定義は以下のとおりとする。

（1）信州型自然保育

信州型自然保育認定制度実施要綱（以下、「実施要綱」という。）第7の2に規定する活動内容をいう。

（2）信州型自然保育認定団体

長野県知事（以下、「知事」という。）から実施要綱第9の認定を受けたものをいう。

（交付対象事業）

第3 この助成金の交付の対象は、信州型自然保育認定団体が行う信州型自然保育に係る事業であり、かつ以下の事業でないこと。

（1）保育又は幼児教育に係る以下の公的支援が行われている事業

ア 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく給付の対象となる事業

イ 子育て支援総合助成金交付要綱（平成27年11月17日付け27こ家第484号）第2（1）イ認可外保育施設児童処遇向上事業に基づく助成金を原資として、市町村が保育を補完する認可外保育施設に対して交付する助成金の対象となる事業（ただし、子育て支援総合助成金交付要綱別表の認可外保育施設児童処遇向上事業(10)施設整備事業を除く）

ウ 学校法人補助金交付要綱（昭和45年11月12日告示第659号）の規定に基づく補助金の対象となる事業

エ 企業主導型保育事業費補助金の対象となる事業

（2）企業、病院等に設置された施設において、専らその従業員の乳幼児の保育を目的として行われる事業

（3）一時保育事業

（助成対象団体の条件）

第4 助成対象団体の条件は以下のとおりとする。なお、年度途中から要件を満たさなくなった場合は、その事由が発生又は判明した日から助成の対象外とする。

（1）助成対象年度の4月1日から引き続き信州型自然保育認定団体として認定を受けていること。

（2）認可外保育施設指導監督基準を概ね満たし、かつ認可外保育施設指導監督要綱（平成16年7月28日16教こ第126号）第2の3に定める立入調査において、助成申請年度前の2事業年度に同一内容の文書指導及び口頭指導を2回以上連続してを受けていないこと（ただし、保育室の面積に関する基準はこの限りではない）。

（3）国及び地方公共団体が運営していないこと。

（4）宗教活動又は政治的活動を行っていないこと。

（5）次の各号に該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

イ 法人にあつては、代表者又は役員の中に暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者があるもの

ウ 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの

（6）その他、知事が助成するにふさわしくないと判断した団体でないこと。

（助成対象経費及び補助率）

第5 助成対象経費及び補助率は、別表1に定める。

（助成金の交付額）

第6 助成金の交付額の算出方法は、別表2に定める。

（事業計画書の提出等）

第7 助成金の交付を受けようとする団体は、規則第3条の規定による申請書の提出に先立ち、別に定める日までに、信州型自然保育認定団体助成金交付事業計画書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の書類の提出があつた場合、助成金を交付することが適当と認めるときは、助成金の交付の内示を行うものとする。

（交付申請書等）

第8 規則第3条に規定する申請書は、信州型自然保育認定団体助成金交付申請書（様式第2号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次のとおりとする。

（1）信州型自然保育認定団体助成金交付事業計画書

3 前2項に定める書類の提出期限は、別に定める。

（申請の取下げ）

第9 規則第7条第1項の規定による申請書の取下げは、信州型自然保育認定団体助成金交付申請取下書（様式第3号）を当該助成金の交付決定の通知を受理した日から10日以内に、知事に提出して行うものとする。

（計画の変更）

第10 助成対象経費等の内容に変更があるときは、信州型自然保育認定団体助成金交付事業計画変更承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、別表1に掲げる軽微な変更については、この限りではない。

（助成事業の中止又は廃止）

第11 助成事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は助成事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難になったときも含む）は、信州型自然保育認定団体助成金交付事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を速やかに知事に提出してその承認を受けること。

（状況報告）

第12 知事は助成対象事業者に対し、必要に応じ助成事業等の遂行の状況について、報告を求めることができるものとする。

（実績報告書の様式等）

第13 規則第12条第1項に規定する実績報告は、信州型自然保育認定団体助成金交付事業実績報告書（様式第6号）によるものとする。

- なお、保育者の人件費の支払いが分かる書類等を添付するものとする。
- 2 前項の書類の提出期限は、助成事業の中止又は廃止のあった日から起算して 30 日を経過した日、又は助成金の交付決定のあった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日とする。
 - 3 前 2 項の規定は、規則第 14 条第 2 項の規定による是正措置がなされて報告する場合に準用する。
 - 4 知事は、助成事業の完了等に係る報告を受けた時は、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、助成金の額について確認を行うこととする。

（助成金の交付請求）

第 14 助成事業者が、助成金の支払い（概算払いを含む。）を受けようとするときは、信州型自然保育認定団体助成金交付（概算払）請求書（様式第 7 号）を知事に提出するものとする。

なお当該助成金については、年 2 回を限度として概算払いをすることができる。

（書類の保管等）

第 15 助成事業に要する経費については、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、関係書類とともに、助成事業の完了した日又は廃止した日の属する年度の翌年度から 5 年間保管しておかなければならない。

（対象期間）

第 16 助成事業の対象期間は、第 8 に定める申請書の提出があった年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

附則

（適用期日）

- 1 この要綱は、平成 29 年 6 月 8 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
- 4 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。
- 5 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。
- 6 この要綱は、令和 4 年 4 月 28 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 7 この要綱は、令和 5 年 2 月 22 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 8 この要綱は、令和 5 年 8 月 23 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
- 9 この要綱は、令和 6 年 9 月 2 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 10 この要綱は、令和 7 年 9 月 10 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1 助成対象経費（第 5、第 10 関係）

助成対象経費	補助率	軽微な変更
実施要綱（別表 2）認定基準の 8 における 保育者にかかる以下の人件費 （1）給料、手当等 （2）法定福利費（雇用主が負担する社会 保険料、雇用保険料等）	1 / 4 以内	助成対象経費 の 20% 以内の 変更

別表2 助成金の交付額の算出（第6関係）

以下のA、B、Cにより算出された金額のうち、最も少ない額（Bがない場合は、AとCを比較して少ない方の額）を助成金の交付額とする。

なお、算定された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

A 別表1に定める助成対象経費に補助率（1/4）を乗じた額

B 他の団体等（市町村等の公共的団体を含む。）から保育者の人件費に係る助成金等の収入がある場合

別表1に定める助成対象経費の2分の1から他の団体からの助成金等の額を控除した額

C 毎月1日に在籍する年齢別の児童数の年間の延べ数に、以下の月額単価を乗じたものの和の2分の1の額。

ただし、長野県に居住しない児童及び一時保育児童は計算の対象外とする。

児童の年齢	月額単価
ア 乳児	56,567 円
イ 1～2 歳児	34,479 円
ウ 3 歳児	16,621 円
エ 4～5 歳児	13,087 円

（注）ア 乳児

1歳に達していない児童及び1歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある児童（入所した日において1歳に達している児童を除く。）をいう。

イ 1～2 歳児

1歳に達した日からその日以後最初の3月31日までの間にある児童（入所した日において1歳に達している児童に限る。）及び1歳に達した日後最初の4月1日から3歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある児童（入所した日において3歳に達している児童を除く。）をいう。

ウ 3 歳児

3歳に達した日からその日以後最初の3月31日までの間にある児童（入所した日において3歳に達している児童に限る。）及び3歳に達した日後最初の4月1日から4歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある児童（入所した日において4歳に達している児童を除く。）をいう。

エ 4～5 歳児

4歳に達した日からその日以後最初の3月31日までの間にある児童（入所した日において4歳に達している児童に限る。）及び4歳に達した日後最初の4月1日から6歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある児童をいう。